

奨学金を希望されるみなさんへ

2019年度 奨学金のご案内

(学部・短期大学用)

- ・奨学金の採用が決定されるまでには、いくつかの手続きが必要です。
- ・奨学金の種類により、申し込み方法・条件などが異なります。
- ・この冊子には、2019年1月現在の内容を記載しています。
- ・3月下旬に窓口で配布する冊子「奨学金申込要項 2019」には、2019年度の手続き方法・時期などを記載し、申し込み書類を添付します。

奨学金申し込みまでの流れ

Step 1	取扱い奨学金・教育ローンの種類
☆近畿大学奨学金（貸与）	p.3～6 参照
近畿大学給付奨学金（給付）	p.6 参照
☆日本学生支援機構奨学金（貸与）	p.7～16 参照
地方公共団体・民間育英団体の奨学金（給付・貸与）	p.23 参照
日本政策金融公庫 国の教育ローン	p.24 参照
近畿大学提携ローン	p.24・25 参照

☆近畿大学奨学金（貸与）の申し込み・手続きの流れ
☆日本学生支援機構奨学金（貸与）

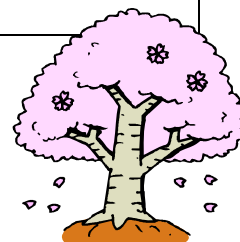
Step2	事前に必要書類を準備する
近畿大学奨学金	p.19 参照
日本学生支援機構奨学金（予約採用）	p.18 参照
日本学生支援機構奨学金（在学採用）	p.19 参照
日本学生支援機構奨学金（編入学継続）	p.18 参照

3月下旬
配付予定

Step3	冊子「奨学金申込要項 2019」を入手する
-------	-----------------------

Step4	申し込み書類を作成する
-------	-------------

Step5	申し込みをする
申し込み受付・手続き期間	4月上旬予定



奨学金・教育ローンの一覧

貸与奨学金：返還の義務がある

(学生本人が借りて返還の義務を負う)

給付奨学金：返還の義務がない

取扱機関	奨学金・教育ローンの名称	対 象	申込時期等	
近畿大学	奨 学 金 貸与・無利子	大学で平成 31 年度分を申し込む人	4 月 ※ 1	
	応 急 奨 学 金 貸与・無利子	家計急変から 1 年以内の人	随時	
	災害特別奨学金 貸与・無利子	災害に遭ってから 5 年以内の人	随時	
	給 付 奨 学 金 給付	大学で平成 31 年度分を申し込む人 (他の奨学団体で給付を受けていない人)	募集の際は、大学の奨学金専用 掲示板に提示	
日本学生支援機構	第一種奨学金 貸与・無利子	高校等で予約採用候補の手続きをした人 (予約採用)	4 月 ※ 2	
		大学で新規に申し込む人 (在学採用)	4 月 ※ 1	
		家計急変から 1 年以内の人 (緊急採用)	随時	
	第二種奨学金 貸与・有利子	高校等で予約採用候補の手続きをした人 (予約採用)	4 月 ※ 2	
		大学で新規に申し込む人 (在学採用)	4 月 ※ 1	
		① 利率固定方式 ② 利率見直し方式	家計急変から 1 年以内の人 (応急採用)	随時
		短大等で日本学生支援機構の奨学金を受け編入学をした人 (編入学継続)	4 月～6 月	
	入学時特別増額 貸与奨学金 貸与・有利子	平成 31 年度新入生および編入生で第一種奨学金または第二種奨学金に申し込み、所定の条件に該当する人	4 月 ※ 1 (単独で申し込むことはできません)	
	給付奨学金 給付	高校等で予約採用候補の手続きをした人 (予約採用)	4 月(定期採用)	
	地方公共 団体・ 民間育英 団体	各種あり 貸与・給付	各団体の指定する申し込み資格のある人	各団体の指定する期間 (おおむね 4 月)
日本政策 金融公庫	国の教育ローン	教育資金を必要とする人	随時	
オリエンコーポ レーション	オリコ学費サポートプラン	教育資金を必要とする人	随時	

※1 3月下旬に奨学金担当窓口で配布する「奨学金申込要項 2019」を受け取り、申込してください。

※2 3月下旬に奨学金担当窓口で配布する「奨学金申込要項 2019」を受け取り、手続き方法を確認してください。

申し込み可能な奨学金

近畿大学奨学金（貸与）・日本学生支援機構奨学金（貸与）

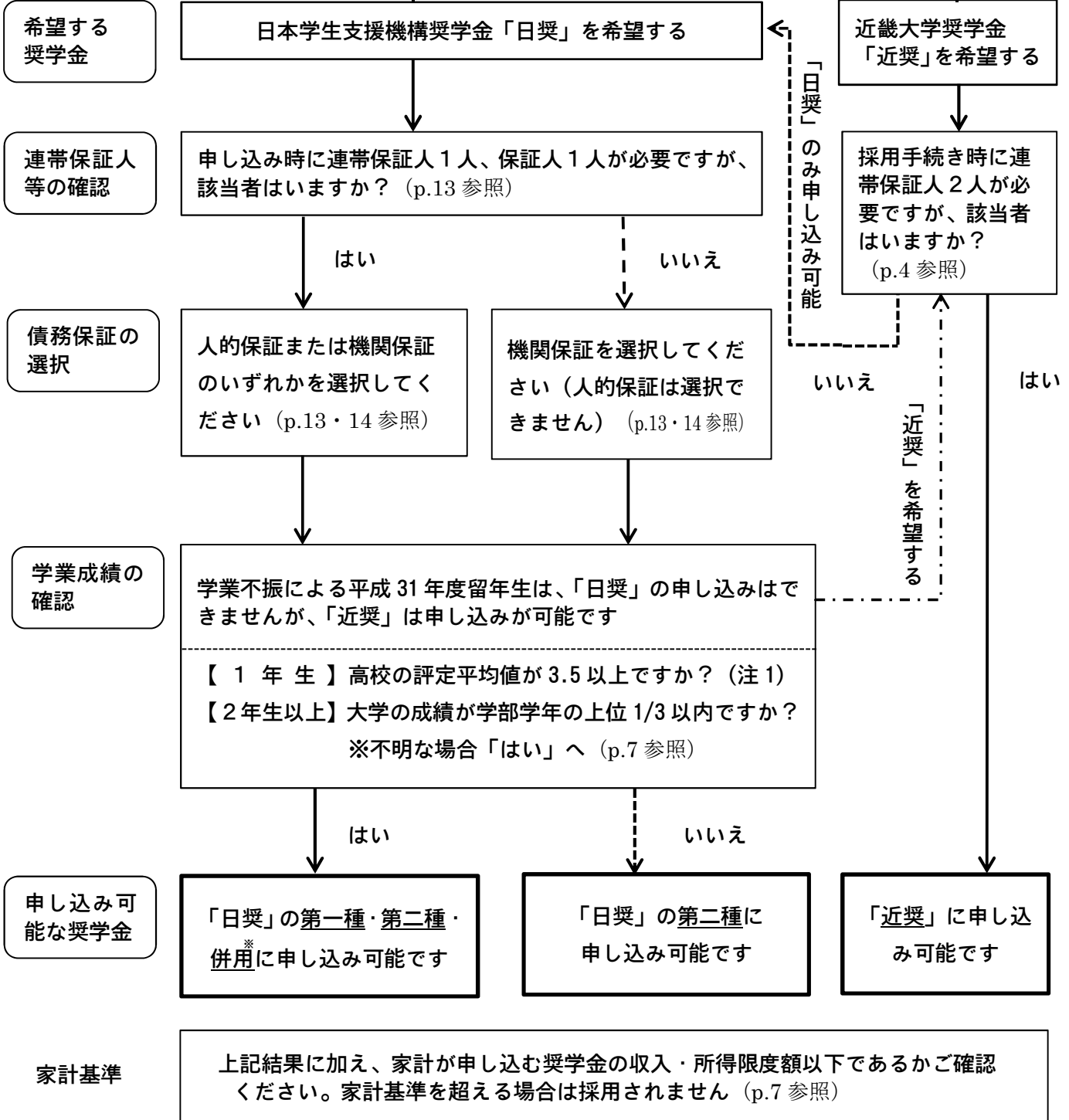
「近奨」＝近畿大学奨学金（貸与）

「日奨」＝日本学生支援機構奨学金（貸与）

希望する奨学金に進む

「日奨」

「近奨」



※併用…第一種奨学金と第二種奨学金を同時に借りることです。

(注1) 平成29年度以降の入学生は、基準<住民税非課税世帯等>を満たせば、成績基準の实质撤廃がされます。詳しくは3月下旬に配布します冊子「奨学金申込要項 2019」の別冊子「奨学金を希望する皆さんへ」を参照してください。

近畿大学の奨学金

近畿大学奨学金（貸与）

本学奨学金は、教育の機会均等に寄与するため、健康にして人物・学業ともに優秀でありながら経済的な理由で修学が困難な者に対して、学資の一部を貸与し学業を継続させることを目的としています。

■ 申し込み資格

本学に在学している人で、日本学生支援機構第二種奨学金の家計基準（p.7<家計基準（限度額）の目安>）を満たしている人。ただし、申込時および採用時に休学している場合は、申し込みができません。

■ 金 額

年額 600,000 円（薬学部医療薬学科生は年額 800,000 円）<一括振込>

■ 利 子

無利子

■ 採用人数（定員） 平成 31 年度の予定定員（大学院を含む）

キャンパス（学部）	採用人数	キャンパス（学部）	採用人数
東大阪キャンパス	426 人	和歌山キャンパス（生物理工学部）	36 人
奈良キャンパス（農学部）	52 人	広島キャンパス（工学部）	41 人
大阪狭山キャンパス（医学部）	16 人	福岡キャンパス（産業理工学部）	31 人

■ 選 考

人物・健康・学力・家計について、本学奨学金の基準に照らして行い、各定員数の範囲内で採用します。したがって、申し込み者が全員採用されるとは限りません。

■ 採用内定

- ・採用内定者への通知は、6月下旬の予定です。内定者には採用手続きに必要な書類を配布します。
- ・不採用者には、6月下旬に通知します。選考結果についての電話等による回答はいたしません。

■ 採用手続

- ・採用内定者は、7月上旬に正式採用手続きをする必要があります。手続きをしない場合は、採用内定が取り消されます。
- ・手続きの際に、**連帯保証人2人が必要です。**

連帯保証人とは

- ・奨学生本人と連帯して返還の責任を負います。
- ・下表の①および②の2人が必要です。

①	連帯保証人 (保護者)	父母または父母に代わる保護者
②	連帯保証人 (保護者以外 の方)	原則として次の(ア)～(エ)の条件をすべて満たす人 (ア) 4親等以内の親族(父母を除く兄弟姉妹・おじ・おば・いとこ等) (イ) 本人および連帯保証人(保護者)と別生計かつ別住所 (ウ) 20歳以上かつ65歳未満 (エ) 保証能力のある人(無収入の人は不可)

※以前に本奨学金の貸与を受けた人は、その時と同じ連帯保証人(2人とも)を選任してください。

■ 採用時提出書類

- ・「奨学金借用証書」に学生本人および連帯保証人2人がそれぞれ署名・押印し、提出します。
- ・連帯保証人2人の「印鑑登録証明書」が必要です。
(市町村役場発行の原本で、大学に提出する時点において発行から3カ月以内のものが必要)
- ・提出された「奨学金借用証書」および「印鑑登録証明書」は返却いたしません。

■ 交 付

7月下旬に貸与年額600,000円(薬学部医療薬学科生は800,000円)を一括して、学生本人名義の口座に振り込みます。

※前期授業料の納入期限(5月14日)には間に合いませんので、ご注意ください。

■ 次年度以降も希望する場合

- ・本奨学金は**次年度への継続はできません。**
- ・次年度以降も希望する場合は、必要年度の4月に申し込みをしてください。
(希望年度前の3月末に奨学金担当窓口で申し込み要項を受け取ってください。)

■ 返 還

- ・卒業後に返還します（在学中は返還が猶予されます）。
- ・返還年賦額（1年あたりの返還金額）は、貸与総額に応じて下表のとおりです。完済するまで年賦額を返還いただきます。

返還総額	返還期間	返還年賦額
60～180万円	6～18年	10万円
240万円	20年	12万円

- ・卒業した年の12月末日が1回目の年賦返還期限となります。以降毎年、12月末日となります。退学等の場合は、退学等をした年度の翌年度の12月が1回目の返還となります。
- ・「振込依頼書」を12月上旬に大学から郵送します。この所定用紙を使って返還金を振り込みます。振り込み手数料は各自の負担となる場合があります。
 - ※東大阪キャンパスは希望する口座から返還金を引き落としする、口座振替を選択できます。振替日は毎年12月27日です。（金融機関休業日の場合は、翌営業日）
 - ※いずれの金融機関でも振込手数料はかかりません。
- ・返還期日を過ぎると、滞納した割賦元金に対して、年5%の割合で計算した額の延滞利息を徴収します。なお、本人に以下の事情が認められた場合には、大学からの通知催告がなくとも期限の利益を喪失し、直ちに残額を一括してお支払いいただきます。
 - ①返還期日での返還を2度怠ったとき
 - ②大学に届出の住所地に郵便物が届かないなど連絡がつかない状況になったとき
 - ③破産または民事再生の申し立てがあったとき
- ・返還を怠ると、連帯保証人（保護者）・連帯保証人（保護者以外の方）にも返還の督促を行います。なお、督促に関する費用等はすべて奨学生本人の負担となります。

近畿大学応急奨学金（貸与）

近畿大学災害特別奨学金（貸与）

■申し込み資格

◆近畿大学応急奨学金

過去1年以内に家計支持者の失職・破産・倒産・離別・病気・死亡等または火災・風害等により、家計が急変したため緊急に奨学金が必要になった場合。

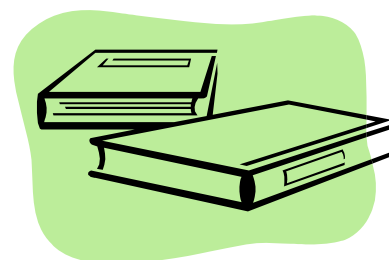
◆近畿大学災害特別奨学金

過去5年以内に災害に遭い、公的機関から「罹災（りさい）証明書」が発行され、経済的理由により修学が困難な人。

- 金 額 年額 600,000 円（一括振り込み）
- 利 子 無利子
- 申し込み 本学入学後、奨学金担当窓口で年間を通じて随時相談に応じています。
- 採用手続 近畿大学奨学金（貸与）と同じです（連帯保証人2人が必要です）。
- 交 付 採用後に随時、一括して学生本人名義の口座に振り込みます。
- 返 還 近畿大学奨学金（貸与）と同じです。

近畿大学給付奨学金（給付）

- 申し込み資格 健康にして、人物・学業ともに優秀でありながら、経済的に学資の援助を受けることが必要であると認められる人。また、他の奨学団体で給付を受けていない人。
- 金 額 年額 300,000 円（一括振り込み）
- 申し込み 募集の際は、大学の奨学金専用掲示板に掲示します（5月～6月予定）。
※各キャンパスによって募集時期は異なります。
- 交 付 採用者は採用後に一括して学生本人名義の口座に振り込みます（9月末予定）。
- 返 還 返還の義務はありません。



日本学生支援機構奨学金

第一種・第二種奨学金（貸与）

経済的理由により修学に困難がある学生に対し貸与されます。奨学金貸与終了後は、返還の義務が生じ、毎月決められた金額を返還していかなければなりません。

■申し込みの資格

◆学力基準

- 第一種奨学金**
- ・ 1 学年は高等学校等での評定平均値が **3.5 以上**。
または、高等学校卒業程度認定試験（入学資格検定）に合格。
 - ・ 2 学年以上は、大学の成績が本人の属する学部学年の **上位 1/3 以内**。

(注) 平成 29 年度以降の入学生は、基準<住民税非課税世帯等>を満たせば、成績基準の実質撤廃がされます。詳しくは 3 月下旬に配布します冊子「奨学金申込要項 2019」の別冊子「奨学金を希望する皆さんへ」を参照してください。

- 第二種奨学金**
- ・ 1 学年は高等学校等での成績が当該出身学校において平均水準以上。(注)
または、高等学校卒業程度認定試験（入学資格検定）に合格。
 - ・ 2 学年以上は、学業不振により平成 31 年度留年をしていないこと。

(注) 本学では入学した時点で平均水準以上であると認めます。

◆家 計

申込者本人の父母（両方）または父母に代わって家計を支えている人全員の 1 年間の収入・所得金額〔平成 30 年分〕(注) が、下表の目安を超えない場合とします。ただし、この金額は目安であり、家族の人数や本人所属学部の授業料など事情によって異なります。

(注) 給与所得者：源泉徴収票の支払金額（税込み）

給与以外の所得者：確定申告書等の所得金額（売上金額－必要経費）

<家計基準（限度額）の目安>

※平成 31 年度申し込み者（学部生）の目安です。

(注) (例) 家族構成：4人世帯（父、母、本人、公立高校生）

(単位：万円)

		給与所得世帯の場合 (収入限度額)			給与所得以外の世帯の場合 (所得限度額)		
通学区分	世帯人数	第一種	第二種	併用貸与	第一種	第二種	併用貸与
自 宅	4 人	801	1,144	749	393	736	350
自宅外	4 人	848	1,191	805	440	783	397

(注) 併用貸与：第一種奨学金と第二種奨学金の両方を受けること。

◆その他の申し込み資格

・休学者の申し込みについて

休学中の者には申し込み資格はありません（申し込み時点では休学中ではないが、採用される月の 1 日時点で休学中である者については推薦できません）。

・外国人留学生の申し込みについて

外国人留学生は以下のいずれかに該当する場合に限り申し込み資格があります。

- ①「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）」第3条の規定による法定特別永住者として本邦に在留する人
- ②出入国管理および難民認定法（昭和26年政令第319号）で定める在留資格のうち、下表の在留資格をもって本邦に在留する人

※出入国管理および難民認定法で定める在留資格（抜粋）

在留資格	本邦において有する身分または地位
永住者	法務大臣が永住を認める者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者もしくは民法第817条の2の規定による特別養子または日本人の子として出生した者
永住者の配偶者等	永住者の在留資格をもって在留する者もしくは特別永住者の配偶者または永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者

■金 額

◆**第一種奨学金**：（月額、選択型） ※入学年度によって異なる

【平成29年度以前入学者】

短大	自宅月額	3万円・5万3千円から選択
	自宅外月額	3万円・5万3千円・6万円から選択
大学	自宅月額	3万円・5万4千円から選択
	自宅外月額	3万円・5万4千円・6万4千円から選択

【平成30年度以降入学者】

短大	自宅月額	2万円・3万円・4万円・5万3千円(注)から選択
	自宅外月額	2万円・3万円・4万円・5万円・6万円(注)から選択
大学	自宅月額	2万円・3万円・4万円・5万4千円(注)から選択
	自宅外月額	2万円・3万円・4万円・5万円・6万4千円(注)から選択

(注)各区分の最高月額は、家計支持者の収入基準あり

◆**第二種奨学金**：（月額、選択型） ※平成30年度より変更

2万円～12万円（1万円単位）から選択

（12万円を選択した場合、医学部生は4万円、薬学部生は2万円の増額が可能）

※貸与途中の月額変更が可能。

■**貸与期間** 予約採用（第一種・第二種）平成31年4月分から卒業年月分まで
 在学採用（第一種）平成31年4月分から卒業年月分まで
 ※緊急採用を除く
 （第二種）平成31年4月～9月の希望月から卒業年月分まで

■選 考

人物・学力・家計について、日本学生支援機構の基準に照らして行います。したがって、**申し込み者全員が推薦されるとは限りません。**

■推薦内示数（定員）等

- ・下表は全キャンパスの数字です。
- ・在学採用者（大学で新規の申し込み）のみです（予約採用者、臨時採用者、緊急・応急採用者は含みません）。
- ・平成30年の実績であり、平成31年度の予定ではありません。

第一種奨学金 平成30年度の実績

	大学学部		短期大学	
	1 学年	2 学年以上	1 学年	2 学年以上
申込者数 (注1)	297 人	88 人	2 人	0 人
適格者数 (注2)	234 人	51 人	0 人	0 人
採用者数	234 人	51 人	0 人	0 人
採用倍率 (注3)	1.00 倍	1.00 倍	—	—

第二種奨学金 平成30年度の実績

	大学学部	短期大学
	全学年	全学年
申込者数 (注1)	601 人	7 人
適格者数 (注2)	570 人	7 人
採用者数	570 人	7 人
採用倍率 (注3)	1.00 倍	1.00 倍

(注1) 申し込み者数：4月の申込者数（定期申込は年1回、4月のみ）。

(注2) 適格者数：学力および家計の基準を満たし、推薦資格のある人。

(注3) 採用倍率：適格者数と採用者数の比率。

※平成30年度は推薦内示数（日本学生支援機構に推薦できる限度数）の設定はありませんでした。（適格者を全員推薦可能）

※臨時採用は含まない。

■ 採用・交付

◆予約採用

4月下旬～5月中旬に交付され、5月頃に採用者に通知します（「進学届」提出日によって異なる）。

◆在学採用

- ・7月中旬に交付され、7月下旬に採否の結果を通知します。
- ・選考結果についての電話等による回答はいたしません。

※前期授業料の納入期限（5月14日）には間にあいませんので、ご注意ください。

■「返還誓約書」の提出（採用後の手続き）

- ・返還誓約書を定められた期限までに提出されない場合には、既に振り込み済みの奨学金を戻入した上で採用取消となります。
- ・人的保証の場合は次の①～⑤、機関保証の場合は①②⑥の提出が必要です。

① 返還誓約書

② 奨学生本人の住民票 ※奨学金申込時にマイナンバーを提出している人は不要

③ 連帯保証人の印鑑登録証明書

④ 連帯保証人の収入に関する証明書

⑤ 保証人の印鑑登録証明書

※4親等以内の親族でない方を保証人にする場合は、「返還保証書」や「収入に関する証明書」が必要です。

⑥ 保証依頼書（兼保証委託契約書）

■ 継続手続き（適格認定）

- ・毎年1月に、奨学金継続の手続きがあります。
(インターネット入力により、「奨学金継続願」を提出します)
- ・貸与中に留学される場合、「留学奨学金継続願」を大学を通じて日本学生支援機構へ提出する必要があります。
- ・手続きが完了すると、大学が継続の認定を行います。
- ・認定された場合、次年度1年間（4月～翌年3月）の貸与が継続されます。
- ・手続きをしない場合は奨学金が廃止となります（廃止後は復活できません）。
- ・学業不振により留年、もしくは昨年度の取得単位数が皆無（0）に近い人は貸与が停止または廃止されます。

■ 返 還

卒業後に預貯金口座から自動引落しによって返還します。

◆第一種奨学金（無利子）

月賦返還の例

区分	通学形態	貸与月額	貸与月数	貸与総額	返還月賦額	返還回数(期間)
短大 (2年制)	自宅・自宅外共通	30,000円	24ヵ月	720,000円	6,666円	108回(9年)
	自宅通学	53,000円	24ヵ月	1,272,000円	8,833円	144回(12年)
	自宅外通学	60,000円	24ヵ月	1,440,000円	9,230円	156回(13年)
学部 (4年制)	自宅・自宅外共通	30,000円	48ヵ月	1,440,000円	9,230円	156回(13年)
	自宅通学	54,000円	48ヵ月	2,592,000円	14,400円	180回(15年)
	自宅外通学	64,000円	48ヵ月	3,072,000円	14,222円	216回(18年)
学部 (6年制)	自宅・自宅外共通	30,000円	72ヵ月	2,160,000円	12,857円	168回(14年)
	自宅通学	54,000円	72ヵ月	3,888,000円	16,200円	240回(20年)
	自宅外通学	64,000円	72ヵ月	4,608,000円	19,200円	240回(20年)

◆第二種奨学金〔有利子〕

- ・申し込み時に利率の算定方法として、①利率固定方式 または ②利率見直し方式のいずれかを選択します。
 - ① 利率固定方式…貸与終了時に決定する利率で最後まで返還する。
 - ② 利率見直し方式…貸与終了後おおむね5年毎に見直しされる利率で返還する。
- ・在学中および返還猶予期間は無利息です。
- ・第二種奨学金の貸与利率は、年利率3%が上限となります。
- ・薬学部生の増額部分、入学時特別増額貸与奨学金の貸与利率は、別途、日本学生支援機構が定める利率となります。

◆月賦返還の例

短期大学部（2年制）

貸与月数 24 カ月(貸与始期 4 月)利率 3%と仮定した場合

貸与月額	貸与月数	貸与総額	年利	返還総額 (元本+利息)	返還月賦額	返還回数 (期間)
30,000 円	24 カ月	720,000 円	3%	833,004 円	7,713 円	108 回(9年)
50,000 円	24 カ月	1,200,000 円	3%	1,448,002 円	10,055 円	144 回(12年)
80,000 円	24 カ月	1,920,000 円	3%	2,349,227 円	15,059 円	156 回(13年)
100,000 円	24 カ月	2,400,000 円	3%	3,018,568 円	16,769 円	180 回(15年)
120,000 円	24 カ月	2,880,000 円	3%	3,672,102 円	19,125 円	192 回(16年)

大学学部（4年制）

貸与月額 48 カ月(貸与始期 4 月)利率 3%と仮定した場合

貸与月額	貸与月数	貸与総額	年利	返還総額 (元本+利息)	返還月賦額	返還回数 (期間)
30,000 円	48 カ月	1,440,000 円	3%	1,761,917 円	11,293 円	156 回(13年)
50,000 円	48 カ月	2,400,000 円	3%	3,018,568 円	16,769 円	180 回(15年)
80,000 円	48 カ月	3,840,000 円	3%	5,167,586 円	21,531 円	240 回(20年)
100,000 円	48 カ月	4,800,000 円	3%	6,459,510 円	26,914 円	240 回(20年)
120,000 円	48 カ月	5,760,000 円	3%	7,751,445 円	32,297 円	240 回(20年)

大学学部（6年制）

貸与月額 72 カ月(貸与始期 4 月)利率 3%と仮定した場合

貸与月額	貸与月数	貸与総額	年利	返還総額 (元本+利息)	返還月賦額	返還回数 (期間)
30,000 円	72 カ月	2,160,000 円	3%	2,679,629 円	15,950 円	168 回(14年)
50,000 円	72 カ月	3,600,000 円	3%	4,844,592 円	20,185 円	240 回(20年)
80,000 円	72 カ月	5,760,000 円	3%	7,751,445 円	32,297 円	240 回(20年)
100,000 円	72 カ月	7,200,000 円	3%	9,689,270 円	40,372 円	240 回(20年)
120,000 円	72 カ月	8,640,000 円	3%	11,627,154 円	48,446 円	240 回(20年)

※年利率は変動しますが、基本月額に係る貸与利率については、上限である 3%で貸与されたものと仮定して計算しています。

※返還総額には卒業から返還開始までの間の利息も含まれています。

■入学時特別増額貸与奨学金【有利子】

平成 31 年度第 1 学年（編入学生の入学年次を含む）入学生において、第一種奨学金については入学年月または日本学生支援機構の定めた年月、第二種奨学金については入学年月を貸与始期として奨学金の貸与を受ける者は、希望により、貸与月額の初回振り込み時に 5 種類の中から選択した額を増額して貸与を受けることができます。 ただし、入学時特別増額貸与のみを申し込むことはできません。また、進学前に貸与を受けることもできません。なお、入学時特別増額貸与の申し込みは入学時一度だけに限ります。

第一種奨学金、第二種奨学金の併用貸与を希望する場合に、入学時特別増額貸与を併せて希望する場合も同様です。この場合は、第二種奨学金にのみ増額することになります。

※入学時特別増額貸与奨学金の貸与利率は、日本学生支援機構が定める利率とします。

【入学時特別増額貸与奨学金の種類】

100,000 円・200,000 円・300,000 円・400,000 円・500,000 円

●上記 5 種類の中から選択できます。

【入学時特別増額貸与（有利子貸与）の貸与基準】

第一種奨学金または第二種奨学金の申し込み者で下記の条件のいずれかを満たす人。

- (1)奨学金申し込み時の家計基準における認定所得金額が 0 円となる人。
- (2) (1)以外の人で「日本政策金融公庫の『国の教育ローン』を利用できなかったことについて（申告）」に次の書類を添付して提出した人。
 - ① 日本政策金融公庫（以下「公庫」という）の「国の教育ローン借入申し込み書（お客さま控え）」のコピー
 - ② 融資できない旨を記載した公庫発行の通知文のコピー
 - ③ 入学時特別増額貸与奨学金に係る貸与総額増額願

※人的保証選択者は連帯保証人および保証人の印鑑登録証明書を添付

- (注 1) ②の通知文は、公庫が定める申し込みの要件（借入申し込み人世帯の年間収入（所得）金額が公庫の示す金額以内であること、借入申し込み金額 350 万円を超えないこと、用途が教育資金であること、保護者等による申し込みであること等）を満たしたうえ、審査の結果、融資できないと判断された方に発行されるものです。したがって、公庫から融資できると判断された方、公庫へ一旦申し込んだ後に当該申し込みを取り下げた方、または公庫が定める申し込みの要件を満たさない方は、入学時特別増額貸与奨学金は利用できません。
- (注 2) 入学時特別増額貸与奨学金を利用するための理由で公庫の「国の教育ローン」を申し込む場合（公庫の「国の教育ローン」を利用する意思がない場合）は、公庫において申し込みを受付けてもらえませんので、ご注意ください。
- (注 3) 入学時特別増額貸与分の振り込みについて、手続きの時期によって初回振り込み時に送金できない場合があります。

■債務保証について

日本学生支援機構奨学金の貸与を受けるためには、債務保証が必要です。

保証には次の2種類があり、申し込み時にいずれかを選択します。

人的保証	連帯保証人、ならびに保証人を選任する。
機関保証	一定の保証料を支払うことで保証機関による連帯保証（機関保証）を受ける。

◆人的保証（連帯保証人・保証人を選任する）

連帯保証人1人と保証人1人の計2人必要です。

連帯保証人とは

申込者と連帯して返還の責任を負う人です。原則として「父母」。次の条件すべてに該当する人を選任してください。

- ・申込者が未成年者の場合は、その親権者（親権者がいない場合は未成年後見人）であること。申込者が成年者の場合は、その父母。父母がいない等の場合は、あなた（奨学生本人）の兄弟姉妹・おじ・おば等の4親等以内の親族であること。
- ・未成年者および学生でないこと。
- ・申込者の配偶者（婚約者を含む）でないこと。
- ・債務整理中（破産等）でないこと。
- ・貸与終了時（貸与終了月の末日時点）にあなた（奨学生本人）が満45歳を超える場合、その時点で60歳未満であること。

※連帯保証人に「4親等以内の成年親族」でない人を選任する場合は、一定の条件（注1）を満たす「返還を確実に保証できる人」にしてください。「返還誓約書」提出時に「返還保証書」および基準を満たす収入・所得や資産に関する証明書の提出が必要です。

保証人とは

申込者と連帯保証人が返還できなくなったときに、申込者に代わって返還する人です。原則として「おじ・おば・兄弟姉妹等」。次の条件すべてに該当する人を選任してください。

- ・申込者および連帯保証人と別生計であること。
- ・申込者の父母を除く、おじ・おば・兄弟姉妹等の4親等以内の親族であること。
- ・返還誓約書の誓約日（奨学金の申込日）時点で65歳未満であること。
- ・未成年者および学生でないこと。
- ・申込者または連帯保証人の配偶者（婚約者を含む）でないこと。
- ・債務整理中（破産等）でないこと。
- ・貸与終了時（貸与終了月の末日時点）に申込者が満45歳を超える場合、その時点で60歳未満であること。

※保証人に、「4親等以内の成年親族」でない人、または、65歳以上の人、のいずれか（または両方）に該当する人を選任する場合は、奨学生本人および連帯保証人と別生計で一定の条件（注1）を満たす「返還を確実に保証できる人」にしてください。「返還誓約書」提出時に「返還保証書」および基準を満たす収入・所得や資産に関する証明書の提出が必要です。

（注1）年間収入（所得）および資産等の条件 【 】は必要な証明書類

- A 給与所得者：年間収入金額320万円以上【所得証明書、源泉徴収票 等】
給与所得者以外：年間所得金額220万円以上【所得証明書、確定申告書控 等】
- B 預貯金残高 \geq 貸与予定総額【預貯金残高証明書】
- C 固定資産の評価額 \geq 貸与予定総額【固定資産評価証明書】

※上記A~Cを組み合わせて返還予定総額の保証を証明する場合は以下の通りとします。

- (A+B)：(預金残高/16年) + 年間収入 \geq 320万円 (所得の場合は220万円)
- (A+C)：(評価額/16年) + 年間収入 \geq 320万円 (所得の場合は220万円)
- (B+C)：預金残高+評価額 \geq 貸与予定総額
- (A+B+C)：(預金残高+評価額) / 16年+年間収入 \geq 320万円 (所得の場合は220万円)



申し込み時に選任した連帯保証人・保証人はやむを得ない場合を除き変更できません。

※機関保証制度に加入する場合は、連帯保証人・保証人を選任する必要はありません。

◆機関保証

●機関保証制度のあらまし

- ・機関保証制度とは、連帯保証人や保証人による人的保証に代えて、一定の保証料を保証機関に支払うことにより、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けることができる制度です。
- ・連帯保証人や保証人を確保することが不要になります。
- ・保証業務は、公益財団法人日本国際教育支援協会が行います。

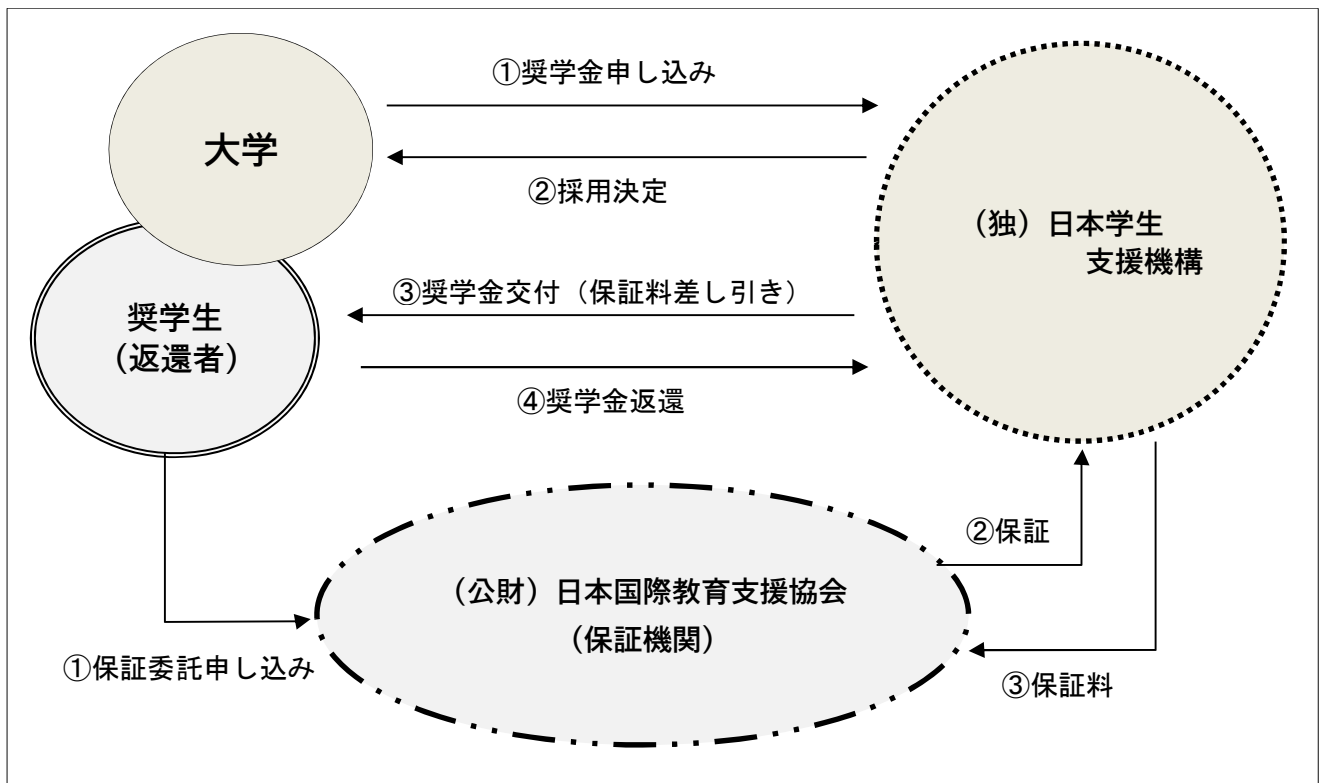
●機関保証制度の仕組み

保証の申し込みから奨学金の貸与・返還まで

- ① 学生本人が学校を通じて日本学生支援機構（以下「機構」という）に奨学金を申し込みます。同時に日本国際教育支援協会（以下「協会」という）に対し保証委託を申し込みます。
- ② 協会が債務の保証をして、機構が奨学生の採用決定をします。
- ③ 機構は、毎月の奨学金の貸与額から保証料月額を差し引き、奨学生の口座に振り込みます。奨学金から差し引いた保証料は、機構が奨学生に代わり協会に支払います。
- ④ 貸与終了後、奨学金の返還が開始されます。機構に対し約束どおりの返還をしていただきます。



採用決定後に機関保証から人的保証への変更は認められません。



■ 保証料の目安（平成 30 年度採用者の場合）

第一種奨学金

区 分	貸与月額	貸与期間	保証料月額
短 大	30,000 円	24 カ月	703 円
	53,000 円	24 カ月	1,608 円
	60,000 円	24 カ月	1,952 円
大 学	30,000 円	48 カ月	947 円
	54,000 円	48 カ月	1,928 円
	64,000 円	48 カ月	2,666 円

第二種奨学金

区 分	貸与月額	貸与期間	保証料月額
短 大	30,000 円	24 カ月	831 円
	50,000 円	24 カ月	1,794 円
	80,000 円	24 カ月	3,080 円
	100,000 円	24 カ月	4,360 円
	120,000 円	24 カ月	5,529 円
大 学	30,000 円	48 カ月	1,120 円
	50,000 円	48 カ月	2,115 円
	80,000 円	48 カ月	4,312 円
	100,000 円	48 カ月	5,390 円
	120,000 円	48 カ月	6,468 円

※この個別保証料は、基本月額に係る貸与利率を 3%として計算されたものです。目安としてご覧ください。

※詳しい内容は 3 月下旬に配布します冊子「奨学金申込要項 2019」の別冊子「奨学金を希望する皆さんへ」を参照してください。

◆個人信用情報機関について

奨学金申し込み時に、「個人情報の取扱いに関する同意書」の提出が必要です。この同意書の提出がない場合は、奨学金の貸与を受けることができません。

- ① 新規返還者については、返還開始6カ月経過時点で延滞3カ月以上の場合に、個人信用情報機関にあなたの個人情報を提供し、当該機関に情報が登録されます（6カ月経過以降は延滞3カ月になった時点）。
- ② 奨学金の貸与者全員の情報が登録されることなく、延滞者のみが登録されます。
- ③ 一度、登録されると、その後の返還情報（返還・延滞等）も登録され、返還完了後も5年間は登録されます。
- ④ 個人信用情報機関に延滞や代位弁済の情報が登録されると、クレジットカードが使えなくなったり、住宅ローン等が組めなくなる場合があります。

※個人信用情報機関とは・・・

会員（銀行等）から消費者の個人信用情報（消費者のローンやクレジットに関する情報である契約内容、利用状況、返済状況など個人の経済的信用に関する情報）を収集・蓄積し、会員（銀行等）からの照会に対し信用情報を提供する業務を行う機関です。

◆「猶予年限特例」制度

平成24年度から、第一種奨学金に「猶予年限特例」制度が創設されました。

この制度は第一種奨学金の貸与終了後、貸与を受けた本人が一定の収入を得るまでの間、奨学金の返還期限を猶予する制度です。

第一種奨学金の申し込みをした人の中から、この制度の基準に合致する人を機構において選考し、該当となる人に採用時に通知します。なお、この制度は第一種奨学金の中に設けるものです。種々の手続等は第一種奨学金と同じです。

本制度に申し込むための追加手続きや書類の提出はありません。

※平成24年度に創設された「所得連動返還型無利子奨学金」制度が平成29年度に「猶予年限特例」へ名称変更しました。

対象者	第一種奨学金の採用者（大学院を除く）のうち、父母（または父母に代わって家計を支えている人）の年収・所得の合算が次の金額以下になる人です。
-----	--

- ① 給与所得のみの世帯：年間収入金額 300 万円以下
- ② 給与所得以外の世帯：収入金額から必要経費（控除分）を差し引いた金額が 200 万円以下



平成29年度から、第一種奨学金に「所得連動返還方式」が適用されました。

これは、所得等の要件はなく、第一種奨学金の奨学生は、「所得連動返還方式」か「定額返還方式（従来の返還方式）」を選択できます。詳細は、3月下旬に配布します冊子「奨学金申込要項 2019」の別冊子「奨学金を希望する皆さんへ」を参照してください。

申し込みから返還までの流れ

◎日程はキャンパスによって異なります

	近畿大学奨学金		日本学生支援機構奨学金【貸与】	
	貸与	給付	予約採用者	大学で新規に申し込む人や追加・移行希望者 ※
3月			3月下旬<東大阪キャンパス> 申し込み説明会	
4月	4月上旬 申し込み		4月上旬 「進学届」提出	4月上旬 申し込み
5月	<選考> 不採用になる場合あり	5月～6月 募集案内	5月中旬 採用 (毎月奨学金が振り込まれる) ※「進学届」提出日より採用時期が異なる	<選考> 不採用になる場合あり
6月	6月下旬 内定 借用証書提出	6月 申し込み	6月上旬 採用者説明会 ↓ 6月下旬～7月上旬 返還誓約書提出	7月中旬 採用 (毎月奨学金が振り込まれる) ※追加採用の場合もあり
7月	7月 採用(一括貸与)	<選考> 不採用になる場合あり		7月下旬～8月上旬 採用者説明会 ↓ 9月上旬までに 返還誓約書提出
8月				
9月		9月 内定・採用手続き (誓約書提出) 9月末 採用(一括給付)		
10月				
11月				
12月				
1月			1月 奨学金継続の手続き (継続手続きをしないと奨学金は廃止になる)	
2月				
3月				
来年度 4月	来年度でも希望する場合は 新規で申し込みが必要		4月 奨学金の継続交付 (学業不振による停止または廃止あり)	
返還	卒業した年の12月から年1回	返還の義務がない	卒業した年の10月から毎月	

※ 追加・移行希望者(日本学生支援機構奨学金): 現在貸与もしくは内定を受けている奨学金と別の種類の奨学金を追加で申し込みたい方、第一種から第二種、第二種から第一種奨学金への移行を希望する方は新規に申し込みをする手続きが必要です。

★緊急時の奨学金制度★

家計の急変(主たる家計支持者が失職・病気・事故・会社倒産・死別または離別・災害等)で奨学金を緊急に必要とする場合は、次の奨学金制度がありますので、奨学金担当窓口までご相談ください(随時受付)。

- ・近畿大学応急奨学金 採用後の流れは上記近畿大学奨学金「貸与」と同じ
- ・近畿大学災害特別奨学金 採用後の流れは上記近畿大学奨学金「貸与」と同じ
- ・日本学生支援機構第一種奨学金(緊急採用) 採用後の流れは上記日本学生支援機構奨学金と同じ
- ・日本学生支援機構第二種奨学金(応急採用) 採用後の流れは上記日本学生支援機構奨学金と同じ

申し込みに必要な証明書類

近畿大学奨学金（貸与）・日本学生支援機構奨学金（貸与）

日本学生支援機構・近畿大学奨学金の申し込みには、さまざまな証明書類が必要です。証明書類の中には発行までに時間を要するものもありますので、事前に準備してください。

日本学生支援機構の予約採用候補者

日本学生支援機構からの書類を確認してください。

- ① 全 員 「平成 31 年度大学等奨学生採用候補者決定通知」（A4 袋とじ）
- ② 全 員 学生名義の「奨学金振込口座の通帳」（普通預金口座または総合口座に限ります。）
- ③ 該当者のみ 「日本政策金融公庫の『国の教育ローン』を利用できなかったことについて（申告）」
- ④ 該当者のみ 「平成 31 年度大学等奨学生採用候補者変更承認通知」（コピー）



すでに内定を受けている奨学金と別の種類の奨学金を追加で申し込みたい方、第一種奨学金から第二種奨学金、第二種奨学金から第一種奨学金への移行を希望する方は、あわせて新規申し込みが必要です。したがって、新規申し込みに必要な証明書類等も必要になります（p.18～20 参照）。

編入生で日本学生支援機構の第二種奨学金継続を希望する方

- ① 全 員 学生名義の「奨学金振込口座の通帳」（普通預金口座または総合口座に限ります。）



大学編入前に短大等で日本学生支援機構の第一種奨学金または第二種奨学金の貸与を受けていて、平成 31 年 4 月に編入学する人は、4 月に大学の奨学金担当窓口で継続手続きをすると第二種奨学金を継続することができます。詳しくは編入するキャンパスの奨学金担当窓口にお問い合わせください。第一種奨学金または近畿大学奨学金を申し込みたい方は、新規申し込みに必要な証明書類等が必要になります（p.18～20 参照）。

新たに近畿大学奨学金（貸与）・日本学生支援機構奨学金（貸与）を希望する方

※高等学校等で予約採用に内定している以外の奨学金を新たに申し込む方。また、現在本学中で奨学金を貸与中であるが、違う種類の奨学金を新たに申し込む方も含みます。

申し込み者全員が準備する書類

① 成績に関する証明書（原本）

平成 31 年度編入学生・・・前所属学校の成績証明書

平成 31 年度転学部生・・・前所属学部の成績通知書

※上記以外の学生（高等学校からの入学生、所属変更のない在学生、転学科・転コース生）について、成績に関する書類は不要です。

② 家計支持者（父母、父母がいない場合は代わって家計を支えている人）の収入に関する証明書

平成 30 年 1 月から 12 月までの 1 年間の収入証明書類が必要です。

申し込む奨学金が近畿大学奨学金（貸与）か日本学生支援機構（貸与）によってそれぞれ提出書類・提出方法が違います。

3 月下旬に奨学金担当窓口で配布する「奨学金申込要項 2019」を受け取り、確認してください。

③ 学生名義の「奨学金振込口座の通帳」（普通預金口座または総合口座に限ります。）

「予約採用」についてのQ & A

Q 1 : 「平成 31 年度大学等奨学生採用候補者決定通知」をなくしてしまいました。どうすればいいですか？

A 1 : 入学したら、すぐに大学の奨学金担当窓口申し出てください。

Q 2 : 第二種奨学金の予約採用候補者です。第一種に変更することはできますか？

A 2 : 可能です。現在予約採用を受けている奨学金から移行を希望する場合は、新規申し込みの手続きが必要です。近畿大学奨学金を追加する場合も同じです。「進学届の提出」と「新規申し込み」を同時に行ってください。ただし、必ずしも移行・追加の採用を受けられるとはかぎりません。移行・追加の採用を受けられなかった場合、現在予約採用で内定されている奨学金のみの採用になります。

Q 3 : 第二種奨学金の予約採用候補者で、月額 5 万円で内定されています。8 万円に増額したいのですが…。

A 3 : 「進学届の提出（インターネット入力）」時に、月額の変更が可能です。

Q 4 : 平成 30 年度予約採用候補者に決定されました。1 年間浪人したのですが、有効ですか？

A 4 : 「平成 30 年大学等奨学生採用候補者決定通知」は無効となります。大学で「新規申し込み」をしてください。

Q 5 : 「決定通知」の 入学時特別増額貸与奨学金（有利子）の欄に“日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込：必要”と印字されています。日本政策金融公庫の教育ローンは申し込んでいないのですが…。

A 5 : “日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込：必要”と印字されている方が、「入学時特別増額貸与奨学金」を希望する場合、「日本政策金融公庫の『国の教育ローン』を利用できなかったことについて（申告）」の書類が必要です。国の教育ローンに申し込んでいない方、または教育ローンを借りている方は、「入学時特別増額貸与奨学金」は希望できません。

Q 6 : 「決定通知」に記載の名前から名前が変わったのですが…。

A 6 : 4 月の手続き時に大学の奨学金担当窓口申し出てください。奨学金振込口座は新しい（学生証と同じ）名前の通帳をご用意ください。インターネットの「進学届」の入力は旧氏名で行っていただきます。

「新規申し込み」についてのQ & A

Q 1 : どの奨学金を申し込めばいいですか？

A 1 : p. 2 の「申し込み可能な奨学金」を参考にしてください。無利子の奨学金は申し込み者が多く、採用倍率が高くなります。奨学金がなくては学費の支払いに困る等、強く奨学金を希望する場合は、第二種奨学金を申し込むことをおすすめします。

Q 2 : 日奨の「第一種」と「第二種」を2つ同時に借りることはできますか？

A 2 : 可能です。ただし、「第一種」「第二種」「近奨」の3つを同時に申し込みすることはできません。併用貸与は貸与額が多額となり、返済の負担が大きくなるのでご注意ください。併用貸与の選考は採用人数枠が限られているので必ずしも採用されるとはかぎりません。

Q 3 : 現在日奨の第二種奨学生です。 第一種に変更することはできますか？

A 3 : 可能です。現在貸与を受けている奨学金から移行を希望する場合は新規に申し込みが必要です。近奨を追加希望する場合も同じです。ただし、必ずしも、移行・追加の採用を受けられるとはかぎりません。

**Q 4 : 平成31年度学業不振により留年が決定してしまいました。
申し込みできる奨学金はありますか？**

A 4 : 近畿大学奨学金のみ申し込み可能です。日本学生支援機構奨学金は申し込みできません。また、現在日本学生支援機構奨学金の貸与を受けている方は奨学金が停止または廃止されます。

Q 5 : 銀行の振込口座の通帳が統廃合前の古い通帳しかないのですが…。

A 5 : なるべく統廃合後の新しい通帳をご用意ください。不可能な場合は、統廃合後に支店名・店番号・口座番号等に変更がないか確認してください。変更があった場合は、通帳のコピーに朱書きで訂正しておいてください。

Q 6 : 父母ともに無職ですが、父か母を連帯保証人に選任することはできますか？

A 6 : 可能です。父母がいない場合をのぞき、連帯保証人は父か母を選任してください。

Q 7 : 日本学生支援機構奨学金の保証人に知人を選任することができますか？

A 7 : 可能です。ただし、4親等以内の親族でない方を保証人に選任する場合は、「返還誓約書」提出時に「印鑑登録証明書」の他に「返還保証書」や収入の証明書類等の提出が必要となります。

地方公共団体・民間育英団体の奨学金

●近畿大学奨学金・日本学生支援機構奨学金の他に、地方公共団体・民間育英団体の奨学金も取り扱っています。

●地方公共団体・民間育英団体の奨学金で、平成30年度に大学に募集依頼があった団体は下表のとおりです。募集依頼がありしだい学内奨学金専用掲示板に掲示します。募集時期はおおむね4月となっています。詳細は各奨学金担当窓口にお問い合わせください。

給付 (返還の義務がない)

団体名称	金額
公益財団法人 アイコム電子通信工学振興財団	月額 50,000 円
公益財団法人 奥村奨学会	月額 30,000 円
公益財団法人 小野奨学会	月額 40,000 円
公益財団法人 河内奨学財団	月額 40,000 円
公益財団法人 佐藤奨学会	月額 25,000 円
公益財団法人 瀧川奨学財団	月額 【学部】文系25,000 円 理系28,000 円 【短大】 15,000 円
公益財団法人 大東育英会	月額 20,000 円
公益財団法人 富本奨学会	月額 30,000 円
公益財団法人 中村積善会	月額 30,000 円
公益財団法人 フジシールパッケージング教育振興財団	月額 50,000 円
公益財団法人 船井奨学会	月額 30,000 円
公益財団法人 ほくと育英会	月額 15,000 円
一般財団法人 レントオール奨学財団	月額 30,000 円
公益財団法人 吉田育英会	月額 80,000 円
公益財団法人 パル井上財団	月額 25,000 円
公益財団法人 川村育英会	月額 30,000 円
一般財団法人 楠田育英会	月額 30,000 円
公益財団法人 戸部眞紀財団	月額 50,000 円
公益財団法人 夢&環境支援宮崎記念基金	月額 20,000 円
公益財団法人 林レオロジー記念財団	月額 30,000 円
公益財団法人 朝鮮奨学会	月額 25,000 円
一般財団法人 アークランドサカモト奨学財団	月額 30,000 円
公益財団法人 香雪美術館	月額 40,000 円～50,000 円
公共財団法人 北田奨学会記念財団	月額 30,000 円
公益財団法人 中部奨学会	月額 35,000 円
一般財団法人 鷹野学術振興財団	月額 50,000 円
公益財団法人 山田満育英会	月額 20,000 円

公益財団法人 トランスコスモス財団	月額 50,000 円
公益財団法人 日本教育文化財団	月額 20,000 円
一般財団法人 ナガワひまわり財団	月額 30,000 円
公益財団法人 叡哲奨学会	月額 20,000 円
公益財団法人 原科学技術振興財団	月額 40,000 円
公益財団法人 志・建設技術人材育成財団	年額 500,000 円
京都府城陽市教育委員会	500,000 円(1人1回限り)
舞鶴市教育委員会	年額 100,000 円～200,000 円

貸与 (返還の義務がある)

団体名称	金額
公益財団法人 アキレス育英会	月額 30,000 円～40,000 円
公益財団法人 交通遺児育英会	月額 40,000 円～60,000 円
公益財団法人 中部奨学金	月額 35,000 円
公益財団法人 日本通運育英会	月額 20,000 円～30,000 円
公益財団法人 山口県ひとづくり財団	月額【学部】52,000 円 【短大】51,000 円
公益財団法人 沖縄県国際交流・人材育成財団	月額 45,000 円～55,000 円
公益財団法人 宮崎県奨学会	月額 25,000 円
石川県教育委員会	月額 44,000 円
新潟県教育委員会	月額 43,000 円～51,000 円
東大阪市教育委員会	月額 17,000 円
宮崎県教育委員会	月額 26,000 円～63,000 円

給付・貸与

団体名称	金額
公益財団法人 春秋育英会	月額 30,000 円 (20,000 円は給付、10,000 円は無利息の貸与)
公益財団法人 中村積善会 (給貸与)	月額 80,000 円 (30,000 円は給付、50,000 円は無利息の貸与)
あしなが育英会	月額 70,000 円 (うち貸与 40,000 円、給付 30,000 円) 月額 80,000 円 (うち貸与 50,000 円、給付 30,000 円)

日本政策金融公庫 国の教育ローン

日本政策金融公庫の国の教育ローンは、無担保のうえ低金利[年利 1.78%、ただし母子家庭、父子家庭または世帯収入（所得）200 万円（122 万円）以内の方は年利 1.38%、平成 30 年 11 月 12 日現在]で、その他の融資条件も他の金融機関に比べて穏やかです。利用できるのは大学院・大学・短大・専修学校などへの進学者の保護者で、学生一人につき 350 万円までの融資が受けられます。在学中でも限度枠の範囲ならいつでも利用できます。

返済期間はどの教育機関もすべて 15 年以内（母子家庭、父子家庭または世帯収入（所得）200 万円（122 万円）以内の方は 18 年以内）です。在学期間内での元金の据置ができます（返済期間に含まれます）。

「国の教育ローン」は日本政策金融公庫国民生活事業の店舗のほか、最寄りの金融機関でも取り扱っています。各自が直接お問い合わせください。

【国の教育ローンに関する相談・お問い合わせ】

ホームページアドレス <https://www.jfc.go.jp/>

教育ローンコールセンター TEL 0570-00-8656

受付時間 平日 9:00~21:00 土曜日 9:00~17:00

近畿大学提携ローン オリコ学費サポートプラン

「オリコ学費サポートプラン」は近畿大学が「株式会社オリココーポレーション（通称オリコ）」とローン提携したもので、各種奨学金制度と同様に学生（保護者）に対して経済的な支援を行うことを目的としています。

「オリコ学費サポートプラン」は学費等をオリコが立替払いして大学に納付し、利用者はオリコに分割支払することで、一時的な負担を軽減することができます。

● 「オリコ学費サポートプラン」の概要

- ・利用用途 授業料等の大学納付金
- ・申込者 保護者の方（原則保証人は必要）
- ・支払方法 通常払い、ステップアップ払い（在学中は分割払手数料のみ支払）、親子リレー払いから選択できます。
- ・分割払手数料率 実質年率 3.0%（固定） ※平成 31 年 2 月現在
- ・取扱上限額 500 万円、700 万円（薬学部のみ）
- ・必要書類 学費の納付書等
- ・借入金振り込み オリコから大学指定の口座へ直接振り込まれます
- ・お支払例 ご利用金額（現金価格）80 万円、月々の分割支払額が 2 万円の場合
20,000 円×42 回（カ月）、最終月分割支払額 3,918 円
支払総額 843,918 円、総支払回数 43 回（カ月）

※注意事項

- ・入学手続き金を提携ローンで納付する場合、申し込み入力は納付期限の 5 営業日前までに完了してください。
- ・入学手続き金を提携ローンで納付する場合、申し込み者の責により、大学納付期日までにオリコからの入金がなければ入学手続きの無効となりますので、本プラン利用にあたっては、自己責任のもと、申し込み手続き・期日等の日程に注意して手続きしてください。

- ・「オリコ学費サポートプラン」契約後、休学手続きや入学辞退等で返金が発生した場合は、大学から学費負担者に返金いたしますが、返金には時間を要します(2~3カ月程度)。返金までに発生する利息は、申込者とオリコとの契約上、申込者の負担となりますのであらかじめご了承ください。
- ・契約後、入学手続き金等の納付金が大学に直接振り込まれます。申込者の口座には振り込まれません。
- ・「オリコ学費サポートプラン」は近畿大学の在學生、および近畿大学入学予定者以外の利用は認められません。
- ・医学部の学生用に上限2,000万円の「ドクター奨学プランZ」も提携しています。こちらは郵送のみの申し込みとなりますので、ご利用を希望される方は、お早めに「オリコ学費サポートデスク」までお問い合わせください。

「ドクター奨学プランZ」実質年率4.3%（固定）お支払回数最大180回まで

※「ドクター奨学プランZ」は在學生向けの提携ローンです。入学手続き金の納付には対応しておりません。

●「オリコ学費サポートプラン」についてのお問い合わせ

オリコ学費サポートデスク（フリーダイヤル0120-517-325 受付時間 平日9:30~17:30）で受付しています。

●インターネットからのお申し込み方法・提携ローンの紹介

申し込みホームページは「入学予定の方」と「既に在学中の方」に分かれています。誤ったホームページから申し込みすると無効になりますので、正しいホームページから申し込みをしてください。

【入学予定者向け】

近畿大学入学情報サイト「いくぞ！近大」トップページ(<https://kindai.jp/>)→入試情報・学費→学費・奨学金→教育ローン→近畿大学提携ローン(入学予定のキャンパスのリンクをクリックしてください)

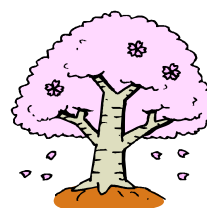
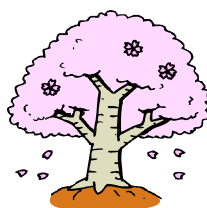
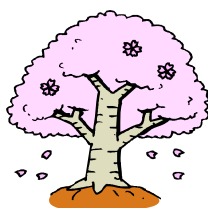
※入学予定の方はインターネットからの申し込みとなります。

【在學生向け】

近畿大学トップページ(<https://www.kindai.ac.jp/>)→学生生活/就職→学費・奨学金等→「教育ローン」(在學しているキャンパスのリンクをクリックしてください)

奨学金申込にあたっての注意事項

- ◆お問い合わせは、保護者ではなく学生本人が行ってください。
- ◆貸与奨学金は、学生本人が貸与終了後（卒業後）に返還しなければなりません。
- ◆近畿大学奨学金・日本学生支援機構を申し込む場合は、次回配付する「奨学金申込要項 2019」の内容を必ず確認してください。
- ◆この冊子には授業料減免等の成績優秀者特待生制度について記載しておりません。特待生制度につきましては、入学（在籍）する学部事務部でご相談ください。



奨学金に関するお問い合わせ先

入学・在籍する各キャンパスへお問い合わせください

※日曜日・祝日・創立記念日は休みです

●**法学部・経済学部・経営学部・理工学部・
建築学部・薬学部・文芸学部・総合社会学部・
国際学部・短期大学部**〔東大阪キャンパス〕
学生部奨学課
電 話 (06)4307-3064
受付時間：平 日 9:00～17:00
土曜日 9:00～12:00

●**農学部**〔奈良キャンパス〕
学 生 支 援 課
電 話 (0742)43-1849
受付時間：平 日 9:00～17:00
土曜日 9:00～13:00

●**医学部**〔大阪狭山キャンパス〕
学務課 奨学金係
電 話 (072)366-0221
受付時間：平 日 8:30～17:30
土曜日 8:30～12:30

●**生物理工学部**〔和歌山キャンパス〕
事務部教務・学生担当 奨学金係
電 話 (0736)77-3888
受付時間：平 日 9:00～17:00

●**工学部**〔広島キャンパス〕
学生支援課 奨学金担当
電 話 (082)434-7006
受付時間：平 日 9:00～17:00

●**産業理工学部**〔福岡キャンパス〕
学生支援課 奨学金係
電 話 (0948)22-5655
受付時間：平 日 9:00～17:00